

事 務 連 絡
令和5年8月25日

公益社団法人日本バス協会理事長 殿

自動車局旅客課貸切バス班長

一般貸切旅客自動車運送事業者が行う運賃・料金の
変更届出に関する取扱いについて

標記について、今般、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長及び沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長あて通知したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。



事務連絡
令和5年8月25日

各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長 殿
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

自動車局旅客課貸切バス班長

一般貸切旅客自動車運送事業者が行う運賃・料金の変更届出に関する取扱いについて

平成26年4月から適用されている貸切バスに係る運賃・料金制度について、今般の深刻な運転者不足の解消やさらなる安全への投資に向けた取組を着実に実施できるよう公示運賃の見直しを行うこととしており、これに伴い、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「事業者」という）は、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長（以下、「地方運輸局長等」という。）に対して運賃・料金の変更届出を行う必要がある。

前記の趣旨を踏まえ、迅速かつ確実に変更届出を行う必要があることから、標記については下記のとおり取り扱うこととしたので、管内事業者に対し、適切に周知されたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 新たな公示運賃の周知及び運賃・料金の変更届出の指導について

貸切バスに係る新たな運賃・料金については、本日公示したところであるが、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下、「地方運輸局長等」という。）は、事業者に対して、令和5年9月25日までに新たな公示に基づく運賃・料金に変更するための届出書の提出を行うよう指導を徹底されたい。

なお、届出された運賃・料金が、地方運輸局長等が定める公示額を下回るものである場合は、道路運送法（以下「法」という。）第94条第1項の規定に基づき、原価計算書その他運賃・料金の算出の基礎が記載された資料の提出を求め、届出のあった運賃・料金が法第9条の2第2項で準用する法第9条第6項各号に該当するものでないかを適切に調査することとされたい。

2. 1. の届出期間終了後における事業者に対する指導について

新たな運賃・料金について公示した後、変更届出をしないまま運賃・料金を収受することは、法第9条の2第2項で準用する法第9条第6項各号に該当する可能性があるため、当該期間終了後、未届出事業者に対し、地方運輸局等において期限を定めたとえ、法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、原価計算書等の提出を行うよう指導することとする。

また、期限を超過してもなお提出がない事業者に対しては、法第94条第1項の報告義務違反を端緒とした呼出による監査を実施することとする。

3. 新たな運賃の実施予定日について

事業者が提出する運賃・料金の変更届出の実施予定日については、届出日から令和5年10月1日までの間の日に設定するよう指導を徹底されたい。

4. 地方公営企業法第2条の規定に基づく事業者に対する措置について

公営事業者については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく手続きを経る必要があることを踏まえ、当該手続きを経るまでの間においては、前記1. 上段の指導及び2. の指導については行わないこととする。